# 危険物施設の保安検査及び定期点検の制度概要

### 定期点検(消防法第14条の3の2)

第12条第1項 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第14条の3の2 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

目 的 : 定期的に点検をして、製造所等の技術上の基準を維持する。

点検時期 : 原則、1年に1回以上

保存期間 : 原則、3年

点検事項 : 製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準

(消防法第10条第4項)に適合しているか。

点検実施者: 危険物取扱者又は危険物施設保安員

(危険物取扱者の立会いがあれば、危険物取扱者以外の者でも点検可)

記載事項 : 製造所等の名称、点検方法とその結果、点検年月日、点検者

### 定期点検の対象施設(危政令第8条の5)

対象となる製造所等	貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等
製造所	指定数量の倍数が10以上及び地下タンクを有するもの
屋内貯蔵所	指定数量の倍数が150以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が200以上
屋外貯蔵所	指定数量の倍数が100以上
地下タンク貯蔵所	すべて
移動タンク貯蔵所	すべて
給油取扱所	地下タンクを有するもの
移送取扱所	すべて
一般取扱所	指定数量の倍数が10以上及び地下タンクを有するもの

#### (備者) 次の製造所等は除く。

- 〇 鉱山保安法第19条第1項の規定による保安規程を定めている製造所等
- 〇 火薬類取締法第28条第1項の規定による危害予防規程を定めている製造所等
- 〇 移送取扱所のうち、配管の延長が15kmを超えるもの及び配管に係る最大常用圧力が 0.95MPa以上で、かつ、配管の延長が7km以上15km以下のもの
- 〇 指定数量の倍数が30以下で、かつ、引火点が40度以上の第四類の危険物のみ を容器に詰め替える一般取扱所(地下タンクを有するものを除く。)

### 定期点検の点検項目

#### 主な点検項目(給油取扱所の例)

点検項目	点検方法
空地等	目視
防火塀	目視
建築物等(防火戸等)	目視
専用タンク・廃油タンク等	目視 注入口は接地抵抗計により接地抵抗値を確認
簡易タンク	目視
固定給油設備・固定注油設備	目視 静電気除去装置は接地抵抗計により接地抵抗値を確認 ホースリール・緊急移送停止装置の作動確認
配管・バルブ等	目視 電気防食設備は電位計により防食電位を確認
ポンプ室・油庫・整備室等	目視 換気・排出設備の作動確認
電気設備	目視•作動確認
附随設備	目視
標識・掲示板	目視
消火設備・警報設備・避難設備	目視・作動確認

▶ 各点検項目については、主に目視により点検することになっている。

#### 漏れの点検(危規則第62条の5の2~第62条の5の4、第62条の8)

タンク内の加圧等により漏れの確認を行う点検については、主に次のとおり点検時期等を定めている。

地下貯蔵タンクの漏れの点検			
点検時期	設置の完成検査済証の交付を受けた日又は前回の漏れの点検を行った日から1年を 超えない日までの期間内に1回以上 (危険物漏えいの拡散防止措置等が講じられているものにあっては3年に1回以上)		
保存期間	3年		
二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検			
点検時期	設置の完成検査済証の交付を受けた日又は前回の漏れの点検を行った日から3年を 超えない日までの期間内に1回以上		
保存期間	3年		
地下埋設配管の漏れの点検			
点検時期	設置の完成検査済証の交付を受けた日又は前回の漏れの点検を行った日から1年を 超えない日までの期間内に1回以上 (危険物漏えいの拡散防止措置等が講じられているものにあっては3年に1回以上)		
点検時期 保存期間	超えない日までの期間内に1回以上		
	超えない日までの期間内に1回以上 (危険物漏えいの拡散防止措置等が講じられているものにあっては3年に1回以上) 3年		
保存期間	超えない日までの期間内に1回以上 (危険物漏えいの拡散防止措置等が講じられているものにあっては3年に1回以上) 3年		

<sup>※</sup> 地下貯蔵タンク、二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻及び地下埋設配管の漏れの点検の時期及び点検記録の保存期間については、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等により、保安上支障がないと認められた場合には、期間を延長することができる。

#### 内部点検(危規則第62条の5、第62条の8)

点検対象: 引火性液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク 貯蔵所(岩盤タンク又は海上タンクに係るものを除く。)で 容量が1,000kL以上10,000kL未満のもの

点検事項 : 屋外貯蔵タンクの底部の溶接部に関する事項及び 板の厚さに関する事項

点検周期 : 13又は15年

(当該タンクの保安措置内容等によって周期が異なる。)※1。

保存期間: 点検周期の2倍の26又は30年間※2

- ※1 危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等により、保安上支障がないと認められた場合には、内部点検の期間を延長することができる。
- ※2 ※1により期間を延長する場合は、内部点検記録の保存期間の26又は30年 に延長期間を加えた期間となる。

### 保安検査(消防法第14条の3)

第14条の3 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、(中略)技術上の基準に従って維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

種類	定期保安検査	臨時保安検査(第2項)	
対象施設	屋外タンク貯蔵所	移送取扱所	屋外タンク貯蔵所
検査対象	容量10,000kl以上のもの	配管の延長が15km を超えるもの 配管の最大常用圧力 が0.95MPa以上で、 かつ、延長が7km以 上15km以下のもの	容量1,000kl以上のもの
検査時期• 事由	原則 8年 (当該タンクの保安措置 内容等によって時期が異なる。)**1	原則 1年	1/100以上の不等沈下発生岩盤タンク及び地中タンクにあっては、危険物又は可燃性蒸気の漏洩の恐れがあること等
検査事項	タンク底部の板厚及び溶 接部	構造及び設備	タンク底部の板厚及び溶接部 岩盤タンクの構造及び設備

<sup>※1</sup> 総務省令で定める保安のための措置を講じている場合は、8年~15年以内の期間

#### 保安のための措置(危規則第62条の2の2)

総務省令で定める<u>保安のための措置</u>(特定屋外貯蔵タンクの腐食等に対する安全性を 確保するうえで有効な措置)を講じている特定屋外タンク貯蔵所は、措置に応じて保安検 査の時期を延長することができる。

条項	保安のための措置
第1項第1号	腐食防止等の状況に関する措置
	要件:コーティング指針に基づく高品質な内面コーティング等
第1項第2号	危険物の貯蔵管理等の状況に関する措置
	要件:貯蔵する危険物の腐食性が実績により極めて低い 等 ※内面コーティングは不要
第1項第3号	腐食量に係る管理等の状況に関する措置
	要件:コーティング指針に基づく高品質な内面コーティング、 腐食要因に基づく板厚予測 等
第2項	連続板厚測定方法により板厚管理を行う等の措置
	要件:連続板厚測定による板厚管理、腐食率の算出 等 ※内面コーティングの有無は問わない

## 保安のための措置(危規則第62条の2の2)

総務省令で定める<u>保安のための措置</u>(特定屋外貯蔵タンクの腐食等に対する安全性を確保するうえで有効な措置)を講じている特定屋外タンク貯蔵所は、措置に応じて、内部点検や保安検査の時期を延長することができる。

	内部点検 容量:1千kl以上 1万kl未満			保安検査 容量:1万kl以上				
保安の ための 措置等	基本 開放 時期	第1項 第1 <del>号</del> 措置	第1項 第2号 措置	基本 開放 時期	第1項 第1号 措置	第1項 第2号 措置	第1項 第3号 措置	第2項 措置
新法 タンク <sup>※1</sup>	13年	15年	15年	8年	10年	10年	13年	8~15年※3
新基準 タンク <sup>※2</sup>	12年	15年 <sup>※4</sup> 13年 <sup>※5</sup>	14年	7年	10年 <sup>※4</sup> 8年 <sup>※5</sup>	9年		

- ※1 昭和52年2月15日以降に設置許可申請された特定屋外タンク貯蔵所
- ※2 昭和52年2月15日より前に設置許可申請された特定屋外タンク貯蔵所
- ※3 連続板厚測定方法により測定された底部板厚の一年当たりの腐食による減少量から算出した期間
- ※4 内面コーティングの種類が、ガラスフレーク又はFRPの場合
- ※5 内面コーティングの種類が、エポキシ系又はタールエポキシ系塗装の場合